

群馬大学共同教育学部学生支援委員会内規

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部常置委員会に関する内規第6条の規定に基づき、群馬大学共同教育学部学生支援委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 委員会は、学生の支援に関する事項について学部長を補佐することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の修学の支援に関すること。
- (2) 学生の団体の指導に関すること。
- (3) 入学生に対するオリエンテーション計画の立案及び連絡調整に関すること。
- (4) 学生の就職指導及び就職説明会に関すること。
- (5) 就職情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 進路の手引きの作成及び配布に関すること。
- (7) その他学生支援に関する必要事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生支援委員長
 - (2) 各部から選出された教員5人
- 2 前項第2号の委員は、毎年度各部から選出するものとし、委員数は1年度毎に1人又は2人とする。ただし、委員長が所属する部については、その部が当該年度に選出する委員から1人を減じて選出するものとする。

(任 期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報 告)

第8条 委員会の審議結果は、教授会へ付議するものを除き、教授会の構成員に報告するものとする。

(部 会)

第9条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、教務係において処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。